

議会改革検討会決定・確認事項

令和4年7月26日

項 目	決定・確認事項
1 議会基本条例について	<p>検討事項とすることに決定。(R1.6.12)</p> <p>位置付けについて、持ち帰り、次回協議することを確認。(R1.6.28)</p> <p>議員協議会を包含する形で一本化し、ルールづくりを行い進めることを確認。</p> <p>運営のあり方について、持ち帰り、次回協議することを確認。(R1.7.26)</p> <p>運営のあり方について、9月定例会で全員協議会に関する要領を作成することに決定。次回の検討会で正副議長案を示し、協議、決定することを確認。(R1.8.28)</p> <p>全員協議会に関する要領について、正副議長案のとおりとすることに決定し、本日付で策定することを確認。要領策定に合わせ、議会運営に関する申合せ事項の一部改正を本日付で行うことを確認。</p> <p>全員協議会を令和元年11月27日10時15分に開催し、協議事項は議員定数、協議方法は議員間討議とすることを確認。(R1.9.13)</p>
	<p>検討事項とすることに決定。</p> <p>6月定例会から、記者会見を行うことに決定。(R1.6.12)</p> <p>9月定例会から、傍聴者アンケートを行うことに決定。</p> <p>アンケート内容については、次回正副議長案を示し、協議することを確認。市民との意見交換の手法について、持ち帰り、次回協議することを確認。(R1.6.28)</p> <p>市民との意見交換の手法について、方法、相手方の選定等、検討に時間も必要なことから、多少時間をとって改めて協議を進めることを確認。</p> <p>傍聴者アンケートの内容について、正副議長案をもとに協議し、一部修正、期間を1年間とすることとし、最終的な文言調整は正副議長に一任することに決定。(R1.7.26)</p> <p>市民との意見交換の手法について、先進市の状況をまとめたたたき台を基に各会派に意見を伺い、一部会議録の取扱いを除きおおむね各会派が賛同。</p> <p>10月、11月頃に議会改革検討会のメンバーで団体との意見交換の試行実施を行い、対象となる団体、テーマの決め方については、9月の検討会で、決定することを確認。(R2.6.19)</p> <p>市民との意見交換の手法については正副議長案のとおりとすることに決定。</p> <p>意見交換会のテーマは投票率の向上に向けての取組について、団体は明るい選挙推進協議会、日程は10月19日月曜日午後1時からとすることで決定。</p> <p>都合がつかない場合は代理の出席を認めることを確認。(R2.9.11)</p> <p>市民との意見交換の手法について、10月19日に開催した意見交換会の検証を行い、おおむね問題はなかったことを確認。今年度中に制度設計、来年度に意見交換会を実施すること、フレームの正副議長案を作成することを確認。</p> <p>傍聴者アンケートについて、12月定例会で終了すること、アンケート結果については、2月の検討会で報告することを確認。(R3.1.19)</p> <p>市民との意見交換の手法について、フレームの正副議長案を基に各会派に意見を伺い、おおむね各会派が賛同。来年度からこのようなスキームで行うことを確認。</p> <p>傍聴者アンケートについて、多くの意見が出た議員の質問の内容や話し方について、各会派に持ち帰り、再認識することを確認。また、アンケート結果について、市長部局及び全議員に配付し、市議会ホームページへ掲載することを確認。(R3.3.12)</p> <p>市民との意見交換の手法について、引き続き検討事項とすることに決定。(R3.7.14)</p> <p>市民との意見交換の手法について、進捗状況について確認。(R3.10.6)</p> <p>市民との意見交換について、11月9日に厚生委員会において、ワーカーズコープと、フードバンクとまこまい及びいぶり・ひだか児童家庭支援センターしずくの活動についてをテーマに開催。</p> <p>文教経済委員会において、1月の実施に向けて、テーマや対象団体等について準備を進めているところであることを確認。(R3.12.10)</p> <p>市民との意見交換について、1月31日に文教経済委員会において、総合経済高校と、苫小牧総合経済高等学校マーケティング部の活動についてをテーマに開催。(R4.3.11)</p>
	<p>検討事項とすることに決定。</p> <p>7月9日に研修を実施することに決定。(R1.6.12)</p>

項 目	決定・確認事項
2 投票率の向上に向けての取り組みについて	<p>検討事項とすることに決定。(R1.6.28)</p> <p>意見交換会で出された意見のうち、明るい選挙推進協議会と協働での啓発活動等の取扱いについては、法的な問題を踏まえ、何ができるかを模索していくことを確認。(R3.1.19)</p>
3 議員定数・報酬について	<p>検討事項とすることに決定。(R1.6.12)</p> <p>全員協議会での意見をまとめた正副議長案を基に協議を行い、現状維持の28人とすることに決定。(R2.6.19)</p>
4 議会のICT化の推進について (実務者会議の設置、Wi-Fi環境の整備、タブレット導入、ペーパーレスなど)	<p>検討事項とすることに決定。(R1.6.12)</p> <p>実務者会議のメンバーについて、各会派次回選出することを確認。(R1.6.28)</p> <p>実務者会議のメンバーを、山谷議員、大野議員、佐々木議員、牧田議員、富岡議員、谷川議員、触沢議員とすることに決定。 タブレット導入の方向づけについて、持ち帰り、次回協議することを確認。(R1.7.26)</p> <p>タブレット導入について、進めることに決定。 実務者会議の検討項目について、①運用方法、②システム構成、導入機器の選定、③費用負担、④利用規約等のルール、⑤市執行部との調整の5項目とすることに決定。(R1.8.28)</p> <p>実務者会議の座長を副議長とし、今後検討項目について協議を行うことを確認。(R1.9.13)</p> <p>実務者会議からの第1次答申のとおりとすることに決定。(R2.6.19)</p> <p>実務者会議からの第2次答申のとおりとすることに決定。また、実務者会議について、継続して設置することを確認。(R3.3.12)</p> <p>引き続き検討事項とすることに決定。(R3.7.14)</p> <p>進捗状況について確認。(R3.10.6)</p> <p>本定例会から原則タブレット端末での本格実施が始まったことを確認。 オンライン会議の実施に向け、ICT化推進の実務者会議や、正副議長の日程打合せにおいて試行実施を行っていることを確認。(R3.12.10)</p>
5 市議会だよりの在り方について	<p>検討事項とすることに決定。 現状の市議会だよりにについては発展的に見直すことを決定。 市議会だよりに代わる情報発信の具体的な方法については、引き続き議会改革検討会において協議していくことを確認。(R2.9.11)</p> <p>市議会だよりの代替案について確認。市議会だよりに編集委員会委員長に、今後の情報発信方法の最終号への掲載について申し送ることを確認。(R3.1.19)</p>
6 質問時間の見直しについて	<p>検討事項とすることに決定。(R3.7.14)</p> <p>過去の経緯と道内他市議会の状況を示し、持ち帰り、次回協議することを確認。(R3.10.6)</p> <p>一般質問の交渉会派割当時間及び議員割当時間、委員会の質疑時間、代表質問の在り方についての発言があり、持ち帰り、協議することを確認。(R3.12.10)</p> <p>一般質問の議員割当時間について、1人20分とし会派割当時間をなし、会派でシェアありとすることに決定。 代表質問の在り方、委員会の質疑時間について、持ち帰り、次回協議することに決定確認。(R4.3.11)</p> <p>一般質問について、1人最大40分以内のままとすることに決定。 申合せ事項を改正し、12月定例会から実施することを確認。 代表質問及び委員会質疑については、継続して協議を行うことを確認。(R4.6.10)</p>
7 倫理条例の制定について	<p>検討事項とすることに決定。(R3.7.14)</p> <p>資料に基づき説明を行い、持ち帰り、次回協議することを確認。(R3.10.6)</p> <p>条例を作るかどうかについて、新緑からたたき台及び他市の条例を提示し協議することを確認。(R3.12.10)</p> <p>新緑からたたき台及び萩市議会政治倫理条例の説明を行い、持ち帰り、条例をつくるかどうかの判断について次回協議することを確認。(R4.3.11)</p> <p>条例をつくるかどうかについて、つくる方針で進めることに決定。 12月定例会を目前に上程を考えていることから、正副議長案を示し協議を進めることを確認。 議会基本条例の見直しに倫理条例の作成を含めることを確認。(R4.6.10)</p> <p>正副議長案の整理を行い、次回再度協議することを確認。(R4.7.26)</p>

項 目		決定・確認事項
8	委員会の在り方について	検討事項とすることに決定。(R3. 7. 14)
9	予算・決算委員会の在り方について	検討事項とすることに決定。(R3. 7. 14)
10	委員会の正副委員長の選任方法について	<p>検討事項とすることに決定。 12月定例会での委員会条例改正に向けて、条例案やこれに伴う申合せの改正等について、正副議長案を作成し、次回示すことを確認。(R3. 10. 6)</p> <p>条例案やこれに伴う申合せ等の改正について正副議長案を示し決定。また、提案説明について副議長が行うことを決定。 議会運営委員会へ条例改正に係る追加議案の提出について諮り、その後の本会議での審議となることを確認。(R3. 12. 10)</p>